

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場にたって
地域の福祉を担うボランティアです。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です（再任が可）。



民生委員・児童委員は

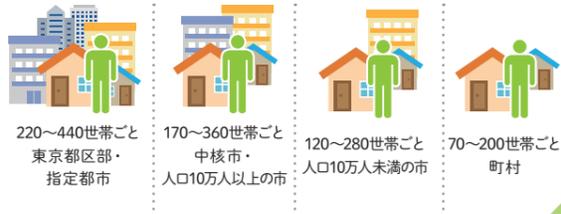
地域を見守り、
地域住民の身近な相談相手、
専門機関へのつなぎ役です。

主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を
専門に担当する
民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員の配置基準

(民生委員・児童委員1人当たりの担当世帯に基づく)



主任児童委員の配置基準

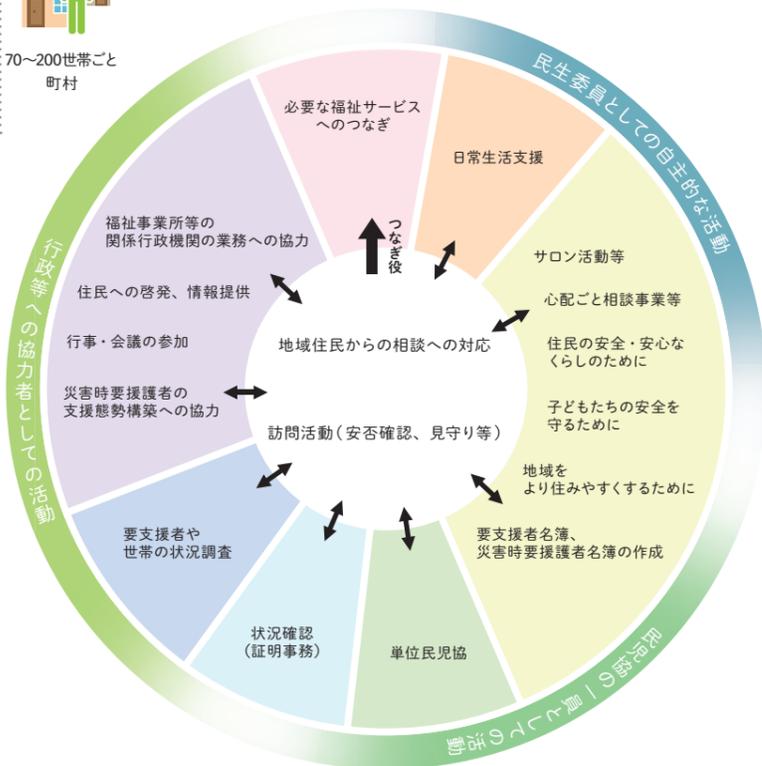
民生委員・児童委員定数
39人以下の民児協

民生委員・児童委員定数
40人以上の民児協



全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

全国共通の制度として、国民すべてが民生委員・児童委員の相談・支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準（一定の世帯数ごと）を踏まえつつ市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに定数が定められています。全国では約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。



民生委員・児童委員の活動（概要）

A委員のある1週間



委員として3期目（7年目）を迎えたAさん（女性）は、63歳。現在は定年退職した夫と二人暮らしです。子どもたちは、すでに結婚して遠くに住んでいます。Aさんは、地域の子ども会やPTAの役員を積極的に引き受けていた経験から、児童委員活動にも力を注いでいます。

	日曜日	月曜日	火曜日
9:00			＜9:00 Yさんの通院を介助してくれるボランティアを求めて、社協ボランティアセンターに連絡した。（→午前11時すぎに「ボランティアとしてOさんを紹介する」との連絡あり）
12:00	＜10:00 在宅介護をうけている高齢者のMさん宅を訪問。介護者である夫に介護講習会の案内をした。		
15:00	＜15:00 民児協代表として町の子ども会育成会の会合に出席し、夏休みのプログラムで協力できるものを検討した。	＜17:00 ひとり暮らし高齢者のYさんから「足をけがして歩けない」という電話があったので、様子を見るため訪問した。	＜14:00 Yさんのお宅をボランティアのOさんと一緒に訪問した。その帰り道、事故で大けがをしたFさんの妻と出会い、身体障害者手帳の交付について尋ねられた。（→そのことを福祉事務所に連絡した。）
18:00			

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	＜10:00 民児協会長のSさんより、来月開かれる児童委員研修会と一緒に出席してもらいたいと誘われ、承諾した。		＜11:00 Yさんの通院ボランティアOさんに電話をして、その後の様子を尋ねた。	＜10:00 福祉課より依頼のあった、高齢者世帯の実態アンケート調査のため、担当区域の5世帯を訪問した。
	＜13:00 Nさんより、二男の大学進学費用に関して、生活福祉資金の教育支援資金借入れの可能性について相談を受けた。長男がすでに教育支援資金を利用しており、兄弟で借入できるかという相談であった。		＜14:00 町内のGさんが訪ねてくる。以前から見守っていたTさんの家から子どもの激しい泣き声が続いており、親から虐待されている様子だと聞かされる。さっそく民児協会長Sさんと主任児童相談委員Kさんと相談し、児童相談所に連絡、情報の確認と対応について協議した。	
		＜15:00 民児協の児童福祉部会に出席し、子育てサロンの増設について打ち合わせた。		

上の図にもあるように、Aさんは、地域で見守りや支援の必要な人の訪問、相談のあった事項についての関係機関への連絡や、地域のイベント等の情報の紹介をはじめ、民児協としての活動の企画運営などに関わったりなど、様々な活動を行っています。Aさんの1年間の活動日数は約130日、世帯への訪問回数は約160回となっています。

profile

群馬県民生委員児童委員協議会 住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内
TEL: 027-255-6032 FAX: 027-255-6444 HP: <http://www.g-shakyo.or.jp/>